

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会 開催要綱（案）

1 目的

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会（以下「不服検討会」という。）は、法務大臣に対する不服申立てについて、法務大臣による付議に応じて、調査検討を行うことを目的として開催する。

2 構成

- (1) 不服検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 不服検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 運営

- (1) 座長は、不服検討会の意見を取りまとめるとともに会務を総理する。
- (2) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

4 開催期間

不服検討会の開催期間は、平成19年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 不服検討会は、調査検討した不服申立ての処理について、法務大臣に提言する。
- (2) 構成員は、不服検討会において知り得た秘密を漏らしてはならない。不服検討会の構成員を退いた後も同様とする。
- (3) 不服検討会の庶務は、法務省大臣官房秘書課において行う。

別 紙

刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会委員

(敬称略)

後藤弘子(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

桜井徹志(医師)

葉山水樹(弁護士,元日本弁護士連合会副会長)

南 博方(大宮法科大学院大学教授,一橋大学名誉教授)

横山武士(全国篤志面接委員連盟理事,元足立区教育委員長)

(五十音順)